

受付番号 :	受付日 :	年 月 日
--------	-------	-------

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」における第三者機関検証 申請書

申請者 (所有者又は削減義務者)	事業者名				印 社印又は代表印
	代表者名				
	住所				
検証先 事業所	お願い:「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」、「地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書」(変更届提出の場合) 又は「算定報告書」と同じ内容をご記入下さい。				
	事業所名			指定番号	ご不明の場合は未記入で結構です
	所在地				
連絡担当者	会社名				
	所属・役職			ハガナ 氏名	
	所在地				
	TEL		FAX		E-Mail
請求書等の宛名・送付先 ※対象にレ点を記入下さい		<p>【宛名】</p> <p><input type="checkbox"/>連絡担当者 <input type="checkbox"/>申請者</p> <p><input type="checkbox"/>その他 : _____</p> <p>【送付先】※電子メールでお送りします</p> <p><input type="checkbox"/>連絡担当者 <input type="checkbox"/>申請者</p> <p><input type="checkbox"/>その他 : 氏名: _____ メールアドレス: _____</p>			
報告書の送付先 ※対象にレ点を記入下さい		<p><input type="checkbox"/>連絡担当者</p> <p><input type="checkbox"/>その他 : 〒_____</p>			
料金の選択		<p><input type="checkbox"/>固定パターン <input type="checkbox"/>変動パターン ※二通りの見積もりをご提出の場合一択を選択してください</p>			
申請範囲	区分	検証内容		検証のご希望時期	
		※対象の検証にレ点と対象年度を記入下さい。		※日程調整済の場合は記入不要です	
	<input type="checkbox"/> 年度排出量の検証 (年度)		第1希望	第2希望	
<input type="checkbox"/> 基準排出量の検証 (~ 年度)		月 第 週	月 第 週		

本紙裏面の確認事項にご同意していただけましたらご署名をお願いします (署名がない場合、受理できません)。

申請者様又は連絡担当者様によるご署名

申請における確認事項

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」における第三者機関検証業務（以下「本業務」という。）を申請していくだけに当たり、申請者の同意が必要な事項は次の通りです。

1. 適用基準

本業務は、東京都環境局が定めた条例及び各種ガイドラインにより実施する。

2. 提出書類等

申請者は、算定ガイドラインに沿って特定した次の資料を、所定の期日内にご提出ください。

- ・「概要把握のための資料」（現地検証の概ね1ヶ月前）
- ・「特定温室効果ガス排出量算定報告書」（現地検証の概ね1ヶ月前）
- ・「算定報告書作成に使用した根拠書類（写し）」（現地検証時）

3. 検証の実施

- ・申請者は、現地検証において、対応者の手配、場所の提供など、検証の円滑な実施に協力する。
- ・検証結果で、「不備」又は「不明」が判明した場合、申請者はすみやかに適切な修正を行う。一般財団法人建材試験センター（以下「弊財団」という。）はその修正に基づき再検証を実施する。但し、所定の期間内に修正が行われない場合、弊財団は「東京都と要協議」の「検証結果報告書」を提出することがある。

4. 成果品

- ・弊財団は、「最終版算定報告書（すべての不備及び不明が解決したもの）」を確定後、約1ヶ月を目途に申請者へ検証結果報告書を提出する。
- ・申請者へ提出後、弊財団の起因により「検証結果報告書」の修正が必要と判明した場合、弊財団は適切に対応しなければならない。

5. 料金

- ・申請者は、検証結果の如何に拘わらず、本業務に係る料金を、弊財団の指定する期間内に支払う。
- ・弊財団の過失以外の原因によって再検証を実施した場合、それに係る料金を請求することができる。

6. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・弊財団は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは本業務終了後においても同様とする。
- ・弊財団及び申請者は、個人情報を個人情報保護法の趣旨に沿って適切に取り扱うものとし、本業務達成に必要な範囲においてのみ利用する。

7. 検証に係る情報の公開

弊財団は、本業務で知り得た秘密を含む情報について、東京都から開示の要請があるときは、申請者の合意の上この情報を開示することができる。

8. 異議申立て及び苦情

申請者は、検証結果を含む検証業務に対する異議申立てを文書により申し出ることができる。弊財団は、異議申立てについて、所定の手順に従って適切に対応しなければならない。

9. 損害に対する責任

本業務の実施に当たり、相手方の行為に伴って生じた損害について、責任は求めないものとする。但し、損害の原因が相手方の重大なる過失又は故意の不正行為に基づく場合には、その限りでない。

10. 協議

本業務に関し、申請者と弊財団との間（以下「当事者間」という。）で疑義が生じた場合には、又は、本確認事項に定めのない事項等が生じた場合には、当事者間で十分に協議の上、ともに誠意をもってその解決にあたる。

以上